

## 令和2年分年末調整 新たな様式（基・配・所）とは??

11月よりいよいよ年末調整の準備がスタートします。令和2年分の年末調整では改正項目も多く、各種控除を受けるために、新たな様式（基配所）への記入が必要となります。そこで先月に引き続き、令和2年分の年末調整における改正項目について、提出書類を中心に解説してまいります。

### 1. 提出が必要な書類

年末調整において、提出が必要な書類は以下の3つです。

- (1) 扶養控除等(異動)申告書【扶】
- (2) 保険料控除申告書【保】
- (3) 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書【基・配・所】



(1)(2)は例年通りですが、新たに(3)【基・配・所】が設けられました。

これは従来の配偶者控除等申告書に、基礎控除申告書と所得金額調整控除申告書が加わって、3つの申告書が合体したものです。

また住宅ローン(2年目以降)の方は残高証明書と特別控除申告書(10枚綴り)、今年転職された方は前職の源泉徴収票も必要ですので、時間に余裕をもってアナウンスをしてください。

### 2. (1)扶養控除等(異動)申告書について

扶養控除等(異動)申告書の「寡婦(寡夫)控除」が見直され、新たに「ひとり親控除」が設けられました。昨年まで寡婦(夫)控除にチェックを入れていた方は、要件を慎重に確認し、今年はどちらに該当するか判断してください。

具体的には、合計所得が500万円以下の方で、扶養している子がいる場合は、男性女性の関係なく、結婚の事実があるないに関わらず「ひとり親控除」の対象となります。本人が女性の場合は、子以外の扶養親族がいる・いない、死別か離婚かで寡婦控除に該当するか否かの判断が必要となります。

		配偶関係		死別	離婚	未婚のひとり親
		本人の合計所得金額		500万円以下		
本人が 女性	扶養 親族等	いる	子	35万円	35万円	35万円
			子以外	27万円	27万円	—
		いない	27万円	—	—	
本人が 男性	扶養 親族等	いる	子	35万円	35万円	35万円
			子以外	—	—	—
		いない	—	—	—	



35万円 → ひとり親控除  
27万円 → 寡婦控除

### 3. (2)保険料控除申告書について

保険料控除申告書に大きな改正点はありません。しかし近い将来、生命保険料控除証明書について、保険会社のHP等から電子で情報を取りに行く方法が開始されるようです。

## 4.(3) 基・配・所 について

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

〇〇〇〇 氏名  
△△△△ 住所  
□□□□

基・配・所

◆基礎控除申告書◆

	収入金額	所得金額
給与所得		
給与所得以外		

判定

基礎控除の額

◆配偶者控除等申告書◆

配偶者氏名 年月日

	収入金額	所得金額
給与所得		
給与所得以外		

判定

配偶者控除額

配偶者特別控除額

◆所得金額調整控除申告書◆

要件

扶養親族等

氏名 年月日 所得金額

特別障害者

③については、条件を満たせば夫婦両方で適用可能です！



### 基礎控除申告書

年末調整対象者全員が提出を要します。(年間の給与総額が2000万円超の人を除く)

合計所得が2,400万円以下ならば48万円の控除、それ以降は段階的に引き下げられ、2,500万円超ではゼロとなります。

### 配偶者控除等申告書

配偶者がいる人で、配偶者控除または配偶者特別控除を受ける人は提出を要します。

### 所得金額調整控除申告書

給与等の収入金額が850万円超の人で、下記の要件のいずれかに該当する人は提出を要します。

#### 【要件】

1. あなた自身(納税者本人)が特別障がい者
2. 同一生計配偶者が特別障がい者
3. 扶養親族が特別障がい者
4. 扶養親族が年齢23歳未満(平成10年1月2日以後生まれ)

これらの書類に記載漏れがあると、必要な控除を受けることができなくなったり、確認のため事務作業の遅延につながる恐れがあります。

職員への周知と入念な注意喚起を促し、時間に余裕を持って早めに取り掛かりましょう。

年末調整に関して、ご質問や不明点などございましたら、弊社担当者にぜひご相談下さい。

